

愛知県内で行う6次産業化のことなら、どんなことでもご相談ください！

愛知県6次産業化サポートセンター

6次産業化に取り組む農林漁業者等のさまざまな課題に対応するため「6次産業化プランナー」等を活用し、総合的なサポートを行う機関です。

プランナーの派遣 研修会の開催 個別相談会の実施 6次産業化情報の提供 ...等

6次産業化プランナー

6次産業化に取り組む農林漁業者等に助言などを行う民間の専門家で、個別相談に加え、研修会等の講師として活躍します。

6次産業化プランナーによるサポート

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定に向けたサポート

認定後の事業実施のフォローアップ
専門的アドバイスを行う機関等の紹介

他にも次のようなアドバイスが受けられます

- ・相談内容をもとにしたビジネスプランの作成
- ・地域資源の直販、販路開拓、ブランド化に向けた助言
- ・地域資源を活用した新商品の企画・開発、デザイン、マーケティングなどの助言



6次産業化の取組と目的

農山漁村の地域資源



有効活用

取組例



目的

雇用の確保と所得の向上による
農山漁村の活性化

六次産業化・地産地消法とは

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成23年3月31日施行)
農山漁村の6次産業化を促進するため、農林漁業者等による農林水産物およびその副産物(バイオマス)の生産および加工または販売を一体的に行う取組等を創出することを目的とした法律です。

6次産業化実現に向けて

Step.1 経営の構想を描く

ご自身の3~5年先を見据えた経営計画(加工・直売等)を描いてください。まずは、愛知県6次産業化サポートセンターにご相談ください。

Step.2 6次産業化プランナーと相談し、経営の構想をより具体的な計画に練り上げる

プランナー、関係機関のアドバイスを受けながら、より実現性のある経営計画を作成します。

Step.3 「六次産業化・地産地消法」に基づく「総合化事業計画」を作成し、認定申請を行う

3~5年先の経営計画を記した「総合化事業計画」を作成し、東海農政局に認定申請を行います。

Step.4 認定を受けた計画を実現する

プランナーのフォローアップを受けながら、補助や融資など認定のメリットを活かし、計画の実現を図ります。

総合化事業計画の認定者への支援

1. 事業者の取組に対する資金支援

- 融資等
- 1) 無利子融資資金(農業改良資金)の償還期限・措置期間の延長
[償還10年 12年、措置3年 5年、上限額/個人5千万円、団体1億5千万円]
 - 2) 食品の加工・販売に関する資金についての債務保証
- 補助金
- 1) 6次産業化ネットワーク活動推進交付金(ソフト事業 新商品開発、販路開拓等に対する補助)
 - 2) 6次産業化ネットワーク活動整備交付金(ハード事業 農業法人等の認定者が融資を活用して取り組む加工・販売等の施設整備に対する補助
六次産業化・地産地消法又は農工商連携促進法の認定を受けた者に限定。
注)2次・3次等、多様な事業者とネットワークを構築して取り組む必要があります。

2. 6次産業化プランナーによるフォローアップ

認定を受けた農林漁業者に対しては、計画の事業化に向けて、6次産業化プランナーがフォローアップします。

3. その他

産地リレーによる野菜の契約取引について交付金対象産地を拡大
直売施設等を建築する際の農地転用等の手続きを簡素化
市街化調整区域内での施設整備(開発行為)を行う場合の審査手続きを簡素化

総合化事業計画とは

「総合化事業計画」とは、農林漁業経営の改善を図るため、農林漁業者等が農林水産物の生産およびその加工または販売を一体的に行う事業活動に関する計画をいいます。
6次産業化に取り組む農林漁業者等が法に基づく総合化事業計画の認定を受けると、別途審査(申請)がありますが、補助事業や融資を活用できるなど、さまざまなメリットがあります。